

広島県告示第七百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称 中谷川（二 七六 a）	土砂災害警戒区域 の自然現象類の発生原因となる 土砂災害	所在地 広島県府中市本山町本山地内	土砂災害警戒区域
			土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	表区 域 示の 区域の名称		
	の自然現象類の発生原因となる 土砂災害		
	号三律の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）による区域の指定に伴う土砂災害警戒区域の指定（以下「本号」といふ。）		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。